

鳥取県高等学校 P T A 連 合 会 会 則

第 1 章 総 則

(名称及び事務局所在地)

第 1 条 本会は、鳥取県高等学校 P T A 連 合 会 と 称 する。

第 2 条 本会は、事務局を鳥取市に置く。

(構 成)

第 3 条 本会は、県立高等学校及び県立特別支援学校の P T A で、

本会の目的に賛同する P T A (以下「単 P」という。)をもって組織する。

(目 的)

第 4 条 本会は、単 P 相互の緊密な連携、協調を図り、高等学校教育の振興と、

生徒の健全な育成・福祉の向上を目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 単 P の連絡提携
2. 教育に関する調査研究
3. 教育の振興に関する世論の喚起と各種教育行政機関及び

各種教育団体との連携、協力

4. 生徒の福祉に関する事業
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 10名以内
4. 監査 3名

(役員、代議員の選出)

第7条 役員、代議員の選出は次の方法による。

1. 代議員は、単Pにおける会長及び校長とする。
2. 会長、副会長、理事、監査は、代議員の中から総会において選出する。
3. 理事となる校長は、県立高等学校及び県立特別支援学校の校長で、県及び各支部の会長の外、各支部で推薦された者とする。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、後任者が就任するまではその職にあたるものとする。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。
3. 理事は、会長の諮問に応じ重要事項を審議する。
4. 監査は、会務の執行及び会計を監査する。

(顧問)

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

1. 顧問は、本会の役員会の承認を経て、会長が委嘱する。
2. 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第3章 機 関

(総会の構成)

第11条 総会は、代議員によって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 年次総会は、毎年6月末日までに開催する。但し会長が必要を認めたとき、あるいは役員の過半数の要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

(総会付議事項)

第12条 総会は、次の事項を審議決定する。

1. 会則の改廃
2. 事業計画及び事業報告の承認
3. 予算及び決算の承認
4. 会費の改定に関する事項
5. 役員を選任に関する事項
6. その他必要と認めた事項

(総会の定足及び表決)

第13条 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数による。可否同数の時は、議長が決する。

(役員会)

第14条 会長は、必要に応じ役員会を開催することができる。

1. 総会より委任された事項
2. その他会務運営に必要な事項

第4章 委員会等

(委員会、特別委員会)

第15条 この会に委員会又は特別委員会を置くことができる。

- 2 委員会又は特別委員会の名称、委員の選出等は、役員会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 会長は、委員会を設置したとき、その後の最も早い総会に報告しなければならない。

第5章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、単Pが負担する会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、各学校の生徒数（当該年度5月1日現在）に、生徒1人当たりの単価を乗じた額とする。
- 3 前項の生徒1人当たりの単価は、別に定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

(職員)

第18条 本会の事務局は、次の者をもって構成し、会長が任命する。

1. 事務局長 1名
2. 事務職員 若干名

(職務)

第19条 事務局長及び職員の職務は、次のとおりとする。

1. 事務局長は、会長の命を受け職員を指導監督し事務を総括する。
2. 事務職員は、事務局長の指示に従い事務を掌る。

(服務、給与)

第20条 事務局長及び職員の服務、給与は別に定める。

(任期)

第21条 事務局長の任期は、3年とする。但し再任を妨げない。

第7章 表 彰

(表 彰)

第22条 本会は、単P役員として特に著しい功績が認められた者に対し、これを表彰する。

2 表彰規程は、別に定める。

附 則

この規約は、昭和43年7月8日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和57年6月3日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

(事務職員設置の特例)

2 事務職員については、当分の間、置かないことができる。

附 則

この規約は、平成20年6月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成 30 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 6 月 13 日から施行する。